

山梨県公報

第二千六百十号

平成二十八年

六月六日

月 曜 日

目 次

第四十一期山梨県労働委員会使用者委員補欠委員候補者の推薦請求	四八一
屋外広告物講習会の開催について	四八一
公共測量の実施	四八一
教育委員会	四八一
平成二十九年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について	四八二

公 告

● 第四十一期山梨県労働委員会使用者委員補欠委員候補者の推薦請求

第四十一期山梨県労働委員会使用者委員補欠委員の任命を平成二十八年七月に行つて、使用者団体は使用者委員補欠委員候補者を次により推薦されたい。

平成二十八年六月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 推薦資格を有するもの及びその推薦手続

1 使用者委員補欠委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内にのみ組織を有するものであること。

2 1の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。

二 被推薦者の資格制限等

1 被推薦者が労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。

2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第一条及び第四百四条又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。

三 推薦者数

使用者団体が推薦しようとする候補者の数は、二名程度とする。

- 推薦期間
平成二十八年六月七日から同月二十一日まで
- 推薦書の提出場所
山梨県産業労働部労働課とする。
- 任命すべき補欠委員の数
一名

● 屋外広告物講習会の開催について

山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)第三十四条の規定による講習会を開催する。

平成二十八年六月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開催日時

平成二十八年九月十三日(火)午前九時十分

二 開催場所

甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館イベントスペース(東面)

三 科目

1 屋外広告物に関する法令

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施工に関する事項

四 受講手数料

一科目につき千円(受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙を貼り付け、消印しないこと。)

受講手数料は、申込みを取り消した場合又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。

五 受講申込み受付期間

平成二十八年七月十三日(水)から同年八月三十一日(水)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

六 受講申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室
(電話〇五五 二二三 一三二五)

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）

二 測量の地域 富士吉田市全域

三 測量の期間 平成二十八年五月十八日から平成二十九年三月三十一日まで

教育委員会

◎ 平成二十九年山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について

平成二十九年山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

平成二十八年六月六日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

1 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する。

学 校 名	募 集 区 分	要 件
盲学校 甲府市下飯田二丁目10-2 (055)226-3361	幼稚部	(1) 幼稚部 学校教育法施行令（以下「施行令」という。）第22条の3に規定する視覚障害者で、平成29年4月1日現在において満3歳以上6歳未満のもの
	高等部 本科普通科 本科保健理療科 幼稚部 専攻科保健理療科 専攻科理療科 幼稚部	(2) 高等部本科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの ア 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者 イ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めたもの (3) 高等部専攻科 施行令第22条の3の規定による視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの ア 盲学校高等部本科若しくは高等学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者 イ 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
ろう学校 山梨市大野1009 (0553)22-1378	高等部	(1) 幼稚部 施行令第22条の4に規定する聴覚障害者で、平成29年4月1日現在において満3歳以上6歳未満のもの
	本科普通科	(2) 高等部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの ア 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者 イ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
甲府支援学校 甲府市下飯田二丁目	高等部 本科普通科	施行令第22条の3に規定する肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当するもの

目 10-3 (055) 226-3322	部		(1) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 29 年 3 月卒業見込みの者 (2) 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
あけぼの支援学校 韮崎市旭町上条南 割 3251-1 (0551) 22-6131	高等部	本科普通科	
わかば支援学校 南アルプス市有野 3346-3 (055) 285-1750	高等部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 29 年 3 月卒業見込みの者 (2) 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
かえで支援学校 甲府市東光寺二丁目 25-1 (055) 223-6355	高等部	本科普通科	
やまびこ支援学校 大月市富浜町宮谷 1497 (0554) 23-1943	高等部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 29 年 3 月卒業見込みの者 (2) 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校 南都留郡富士河口 湖町船津 6663-1 (0555) 72-5161	高等部	本科普通科	
高等支援学校桃花 台学園 笛吹市石和町中川 1400 (055) 263-7760	高等部	本科産業技術科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者で、次の(1)のいずれかの条件を満たし、かつ、(2)及び(3)に該当するもの (1) 次のいずれかの条件を満たす者 ア 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 29 年 3 月卒業見込みの者 イ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害以外の障害を併せ有して

			いない者 (3) 基本的な生活習慣を身につけており、自主通学のできる者
--	--	--	--

2 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

ア 出願

(7) 出願の制限

- a 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。
- b 志願者は、桃花台学園の教育相談を、平成28年12月28日（水）までに受けておくこと。

(4) 受付期間

平成29年1月19日（木）（一括受付）、1月20日（金）の午前9時から午後4時まで及び1月23日（月）の午前9時から正午まで

(9) 出願書類

- a 入学願書
- b 確約書
- c 調査書
- d 住民票の写し
本人及び保護者に関するもので、平成28年12月以降発行のもの
- e 健康診断票
医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、平成28年12月以降に受診したもの
- f 山梨県総合教育センター相談支援部が平成28年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を平成29年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。）

イ 入学検査

(7) 期日

平成29年2月2日（木）

(4) 会場

桃花台学園（笛吹市石和町中川1400）

(9) 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査、運動能力検査及び面接

ウ 選抜

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、

やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

ア 出願

(7) 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

(イ) 受付期間

平成29年2月10日(金)、2月13日(月)、2月14日(火)、2月15日(水)の午前9時から午後4時まで及び2月16日(木)の午前9時から正午まで

(ウ) 出願書類

a 全校共通

(a) 入学願書

(b) 調査書(幼稚部は除く)

(c) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成29年1月以降発行のもの

(d) 健康診断票

医療機関が発行したもの(志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。)で、平成29年1月以降に受診したもの(志願先特別支援学校の中学部を平成29年3月卒業見込みの者を除く。)

ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。

b 学校ごとに必要な書類(志願先特別支援学校の中学部を平成29年3月卒業見込みの者を除く。)

学校名	学校ごとに必要な書類
盲学校	平成29年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可)
ろう学校	平成29年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可)
甲府支援学校	平成29年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票
あけぼの支援学校	平成29年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票(あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者)
わかば支援学校	山梨県総合教育センター相談支援部が平成28年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可)
かえで支援学校	

やまびこ支援学校	(肢体不自由者) 平成 29 年 1 月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (知的障害者)
ふじざくら支援学校	山梨県総合教育センター相談支援部が平成 28 年 4 月以降に発行した施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可)

(エ) 出願上の留意事項

志願者は、平成 28 年 12 月 28 日(水)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。(志願先特別支援学校の中学部を平成 29 年 3 月卒業見込みの者を除く。)

イ 入学検査

(7) 期日

平成 29 年 3 月 7 日(火)

(イ) 会場

各志願先特別支援学校

(ウ) 入学検査の内容

学校名	募集区分		検査内容
盲学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
		本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	・学力検査 ・面接 ・機能検査
ろう学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
甲府支援学校	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接 ・生活動作検査
あけぼの支援学校			
わかば支援学校			
やまびこ支援学校			
ふじざくら支援学校			
かえで支援学校			

ウ 選抜

志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

3 入学許可予定者の発表

(1) 桃花台学園

平成29年2月9日(木)の午前11時

なお、桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

平成29年3月14日(火)の午前11時

4 再募集

盲学校幼稚部、高等部(本科普通科、本科保健医療科、専攻科保健医療科、専攻科理療科)、ろう学校幼稚部、高等部及び桃花台学園において、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

(1) 盲学校幼稚部、高等部(本科普通科、本科保健医療科、専攻科保健医療科、専攻科理療科)、ろう学校幼稚部及び高等部の出願及び入学検査等

ア 出願資格

「1 出願資格」による。

イ 出願の制限(高等部)

(ア) 出願時に、県内の公・私立高等学校及び特別支援学校のいずれにも合格していない者。

(イ) 公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

ウ 出願期間

平成29年3月15日(水)の午前9時から午後4時及び3月16日(木)の午前9時から正午まで

エ 入学検査の内容

盲学校長又はろう学校長がそれぞれ別途定める。

オ 検査期日

平成29年3月17日(金)

カ 入学許可予定者の発表

平成29年3月22日(水)の午前11時

キ 出願上の留意事項

志願者は、平成28年12月28日(水)までに、盲学校又はろう学校の教育相談を予め受けるものとする。(盲学校又はろう学校の中学部を平成29年3月卒業見込みの者を除く。)

(2) 桃花台学園の出願及び入学検査等

ア 出願資格

(ア) 「1 出願資格」による。

(イ) 公立高等学校全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者(病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかつたと桃花台学園校長が認める者を含む。)で、出願時に、県内の公・私立高等学校及び特別支援学校のいずれにも合格していない者。

イ 出願の制限

(ア) 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。また、定時制再募集及び通信制の課程と併願することもできない。

(イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、平成28年12月28日(水)までに受けておくこと。

ウ 出願期間

平成29年3月15日(水)の午前9時から午後4時及び3月16日(木)の午前9時から正午まで

エ 入学検査の内容

桃花台学園校長が別途定める。

オ 検査期日

平成29年3月17日(金)

カ 入学許可予定者の発表

平成29年3月22日(水)の午前11時

5 実施要項

詳細については、別に定める「平成29年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「平成29年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「平成29年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番